第七・六条　少量の輸入及び特別の待遇

1　輸入締約国によるある産品の輸入において、一の締約国の原産品である当該産品の輸入の割合が全ての締約国からの当該産品の総輸入量の三パーセントを超えない場合には、当該一の締約国の原産品である当該産品については、暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置又は経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとってはならない。ただし、三パーセントを超えない輸入の割合を有する複数の締約国からの輸入の割合の合計が九パーセント以下であることを条件とする。

2　後発開発途上締約国の原産品については、暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置又は経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとってはならない。

第七・七条　補償

1　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置によって影響を受けることとなる輸出締約国と協議の上、これらの輸出締約国のうち相互に合意したものに対し、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に同等の貿易上の効果を有する譲許又は当該増大分と同等の価値を有する譲許を行うことにより、貿易上の補償の適切な方法を提供する。経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国は、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置によって影響を受けることとなる輸出締約国に対し、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとった日から三十日以内に協議を行う機会を与える。

2　1に規定する協議においてその開始から三十日以内に貿易上の補償について合意に達しない場合には、自国の産品について経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられる締約国は、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国との物品の貿易について実質的に同等の譲許の適用を停止することができる。

3　自国の産品について経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられる締約国は、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国に対し、2の規定に従って譲許の適用を停止する少なくとも三十日前に書面により通報する。

4　1の規定に従って補償を提供する義務及び2の規定に基づいて譲許の適用を停止する権利は、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用期間が終了した時に消滅する。

5　2の規定に基づいて譲許の適用を停止する権利は、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がこの協定に適合する場合には、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられている最初の三年間については、行使されてはならない。

6　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとり、又は延長する後発開発途上締約国は、影響を受けた締約国から補償を要求されない。

第七・八条　暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置

1　遅延すれば回復し難い損害を与えることとなる危機的な事態が存在する場合には、輸入締約国は、この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として他の一又は二以上の締約国からの原産品の輸入が増加し、その増加した輸入が自国の国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしていることについての明白な証拠があるという自国の権限のある当局による仮の決定に基づき、第七・二条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用）1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置をとることができる。

2　締約国は、暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる前に、他の締約国に対して書面により通報する。関係する産品の輸出国として実質的な利害関係を有する締約国との当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用に関する協議については、当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられた後速やかに開始する。

3　暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国は、第七・四条（調査手続）1に定める要件に従う。同条1に規定する調査の結果が第七・二条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用）の要件を満たすとの認定とならない場合には、当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国は、当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置の結果として徴収した追加的な関税を速やかに払い戻す。当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置の期間については、第七・五条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用範囲及び適用期間）1(b)に規定する合計期間に算入する。

4　第七・二条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用）2、第七・五条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用範囲及び適用期間）4並びに第七・十条（他の規定）1及び2の規定は、暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置について準用する。

第七・九条　世界向けのセーフガード措置

1　この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。(注)

注　各締約国は、第二十・二条（他の協定との関係）の規定に鑑み、農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

2　3に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に従ってとられた措置について、締約国に権利を与え、又は義務を課すものではない。(注)

注　各締約国は、第二十・二条（他の協定との関係）の規定に鑑み、農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

3　千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に従ってセーフガード措置をとる意図を有する締約国は、他の締約国の要請があった場合には、セーフガード協定第十二条1、2及び4の規定に従って要求されるセーフガードに係る調査の開始、仮の決定及び当該調査の最終的な認定に関する全ての関連する情報を書面又はＵＲＬにより速やかに提供する。締約国は、セーフガード協定第十二条の規定に従って当該セーフガード措置についてＷＴＯのセーフガードに関する委員会に通報した場合には、この3の規定を遵守しているものとみなされる。

4　いずれの締約国も、同一の産品について、次の措置を同時にとってはならない。

(a)　暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置又は経過的ＲＣＥＰセーフガード措置

(b)　千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく措置

第七・十条　他の規定

1　各締約国は、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置に関する自国の法令の運用が一貫した、公平な、及び合理的なものであることを確保する。

2　各締約国は、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性があり、及び効果的な手続を採用し、又は維持する。

3　第七・三条（通報及び協議）1、第七・七条（補償）3及び第七・八条（暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置）2に規定する書面による通報については、英語により行う。

第Ｂ節　ダンピング防止税及び相殺関税

第七・十一条　一般規定

1　締約国は、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を留保する。この節の規定は、これらの権利及び義務を確認し、及び基礎とする。

2　締約国の調査当局は、調査の過程において、回答者（注）から提供された情報であって、ダンピング防止税の対象となる価格差の算定又は相殺関税の対象となる補助金の水準に関連するものを確認するために現地調査を行うことを決定した場合には、当該回答者に対してその旨を速やかに通知するとともに、次の(a)及び(b)に定めることを行うよう努める。ただし、これらの規定の実施が当該現地調査の実施を不必要に遅延させない場合に限る。

注　この2の規定の適用上、「回答者」とは、締約国の調査当局によりダンピング防止税又は相殺関税に関する質問書に回答するよう要求される生産者、製造者、輸出者、輸入者及び適当な場合には政府又は政府機関をいう。

(a)　当該回答者に対し、当該調査当局が当該情報を確認するための当該現地調査を行おうとする日の少なくとも七日前までに通知すること。

(b)　当該回答者に対し、当該情報を確認するための当該現地調査の少なくとも七日前までに、当該回答者がその確認において対処できるようにしておくべき項目及び検討のために利用可能なものとすべき裏付けとなる書類の種類を記載した文書を提供すること。